

伊東市図書館基本構想策定業務委託仕様書

1 業務委託名

伊東市図書館基本構想策定業務委託

2 業務目的

伊東市新図書館の建設に当たり、伊東市立伊東図書館及び伊東市生涯学習センター中央会館（以下「現図書館等」という。）の課題や最新の図書館事例等を踏まえながら、伊東市立図書館として、今後必要な蔵書規模やサービス内容を検討し、かつ、利用者の利便性の確保と効率的な運営を実現するため伊東市図書館基本構想を策定する。

また、運営手法については、民間活用も含めた内容も検討し、その費用対効果についても検証する。

3 契約期間

契約締結日から令和2年11月30日までとする。

4 契約金額

契約金額の上限額 7,150,000円（消費税及び地方消費税650,000円を含む。）

5 業務内容

伊東市図書館基本構想の策定のため、次の業務を行うものとする。

(1) 前提条件の整理と課題の抽出

ア 現図書館等、現行サービス及び周辺地域の現状把握

伊東市の特色及び関連計画の精査、現図書館等における蔵書数、貸出冊数及びレファレンス件数の推移、各種イベントや催事の実施状況及び利用状況等図書館サービス並びに運営体制の現状を把握する。

イ 図書館等最新事例の調査

ICT機器活用を含めた全国における図書館等の最新事例を調査する。

ウ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準及び同規模自治体との比較検討

新図書館の建設に当たり、図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）及び同規模自治体図書館との比較検討を行う。

エ 敷地条件の整理

建設予定地の面積、用途、建ぺい率、容積率、周辺環境、道路条件等の整理を行う。

オ 課題の抽出

上記アからエを踏まえ現図書館等の課題を抽出する。

(2) コンセプト、概算規模目標及びサービス内容の検討

ア コンセプトの検討

(1)オで抽出した課題や、伊東駅前整備、小・中学校の適正配置、県立高校の統廃合等、現在本市が置かれている状況や今後の計画を踏まえながら、サテライト図書館等

も踏まえた市内全域の図書館サービスのあり方についても検討の上、新図書館の位置づけを精査し、新図書館のコンセプトを検討する。

イ サービス内容の検討

(1)オで抽出した課題、(2)アに記載のコンセプト、(5)に記載の民意の調査の結果及び(6)に記載の伊東市図書館基本構想策定委員会における意見を踏まえ、図書館等最新事例等を基に新図書館で想定されるサービス内容を検討する。

ウ 蔵書目標の検討

(1)オで抽出した課題及び(2)イに記載のサービス内容の検討を踏まえ、新図書館に必要な目標蔵書数を検討する。

エ 施設整備の目標面積構成の検討

建設予定地の敷地条件を前提として、(2)イ及びウで検討した想定されるサービス内容及び蔵書目標を実現するために必要な諸室及びその概算面積並びに目標蔵書数を収容するための概算面積を検討し、施設全体に必要な概算面積を算出する。

(3) ゾーニング案の検討

(2)エに記載の目標面積の構成を基にゾーニング案（建築的な検討ではないものとする。）を作成し、利用者動線、サービス動線、管理導線及び各諸室の繋がりを検証する。

(4) 事業計画の検討

ア 概算工事費の算出

(3)に記載のゾーニング案を想定した場合の概算工事費を算出する。

イ 概算運営費の算出

新図書館の運営について、民間活用も含めた検討を行い、効果と概算費用を算出する。

ウ スケジュールの策定

今後の整備に当たってのスケジュールを策定する。

(5) 民意の調査

(2)イに記載のサービス内容の検討に当たり、新図書館に求める機能を伺うため、市民等を対象にしたワークショップを3回程度開催する。1回につき、1グループ6人から8人程度、計5グループの参加を想定する。

各グループに図書館等の最新事例に知見のあるファシリテーターを配置し、全国における図書館等事例の紹介と進行を行う。中・高生の参加者も望まれるが、この場合、各学校との調整は市が行う。

(6) 伊東市図書館基本構想策定委員会の支援

学識委員及び市民代表等から構成される「伊東市図書館基本構想策定委員会」における学識委員の推薦及び選定、会議の企画及び資料作成等の運営支援、当該会議に出席し会議録の作成、委員への謝礼の支払い等の事務作業のほか、会議開催における支援を行う。

6 統括責任者及び担当者

- (1) 統括責任者は、本業務に精通し十分な経験と知識を有する者として、司書資格を有し、公立図書館等の基本構想の策定業務等類似業務の経験を有する者を配置する。
※ 公立図書館等には、公立図書館と他の公共施設の複合施設も含むものとし、類似業務とは、公立図書館に係る基本構想又は基本計画等これに類する業務を指す。
- (2) 本業務の統括責任者は、参加表明書の提出時に添付した統括責任者予定者の経歴書（様式1-3）及び企画提案書の提出時に添付した業務実施体制調書（様式3-8）に記載した配置予定の統括責任者でなければならない。
- (3) 配置する担当者は原則として変更することができない。なお、病休、死亡、退職等やむを得ない事由が生じた場合は、市の承諾の上、同等以上の担当者と変更することができる。

7 業務計画書の作成

- (1) 受託者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成し市に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載する。
 - ア 業務概要
 - イ 実施方針
 - ウ 業務工程
 - エ 業務実施体制 ※プロポーザル実施時に提出したものでも可。
 - オ 打合せ計画
 - カ 使用する主な資料等
 - キ 緊急時を含む連絡体制
 - ク その他必要とするもの
- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにした上で、市の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに変更業務計画書を提出するものとする。

8 資料の貸与及び返還

市は、業務の遂行上必要とされる場合、受託者に資料等を貸与するが、本業務の完了後は速やかに返却すること。なお、貸与する資料等について、受託者はその重要性を十分に認識した上で、破損、紛失等のないように取り扱い、管理すること。その他業務の遂行上必要な資料については、受託者の責任と負担において収集すること。

9 成果品

- (1) 成果品の仕様、数量等については、以下のとおりとする。

伊東市図書館基本構想策定業務 成果品項目		数量
1	5(5)に記載の「民意の調査」として実施したワークショップの資料、会議録、報告書、それぞれの電子データ（CD-R又はDVD-R）及び紙媒体（規格：A4判、両面印刷）	1部

2	5(6)に記載の「伊東市図書館基本構想策定委員会」の会議資料、会議録、報告書、それぞれの電子データ（CD-R又はDVD-R）及び紙媒体（規格：A4判、両面印刷）	1部
3	伊東市図書館基本構想（規格：A4版、両面印刷）	100部
4	伊東市図書館基本構想概略版 （規格：A4版、両面印刷（概ね4ページ））	100部
5	上記3、4の電子データ（CD-R又はDVD-R）	1部
6	業務報告書に係る電子データ及び紙媒体（A4判）	1部
7	その他本業務により収集した資料	1部

(2) その他、データの作成や提出に当たっては、以下のことに留意すること。

ア 電子データについては、汎用性が高く、共有化及び修正ができるファイル形式（マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイント等）で作成すること。

イ 電子データについては、イラストレーター、フォトショップ等の印刷製本に適した形式もあわせて提出すること。

ウ 伊東市図書館基本構想の電子データについては、PDF形式のものも提出することとし、その際、目次にページリンクを設定すること。

エ 外字は極力使用しないものとするが、やむを得ず使用する場合は市の承認を得て使用すること。

オ 成果品の納品場所は、伊東市教育委員会事務局教育部生涯学習課とすること。

10 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、統括責任者の立会いの上、市の検査を受けなければならない。

(2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

11 成果物の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

12 守秘義務

(1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。

(2) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を、受託者の役員又は従業員であっても本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示してはならない。

13 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、市と受託者が協議

の上、市の指示に従うものとする。

1.4 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、市担当者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。
- (2) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、市担当者の指示に従い、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は本業務の遂行に当たり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。